

COP10 中間速報

2004年12月6日(月)～11日(土)

アルゼンチン ブエノスアイレス

2004年12月13日

蛭田 伊吹

阿部 秀樹

矢尾板 泰久

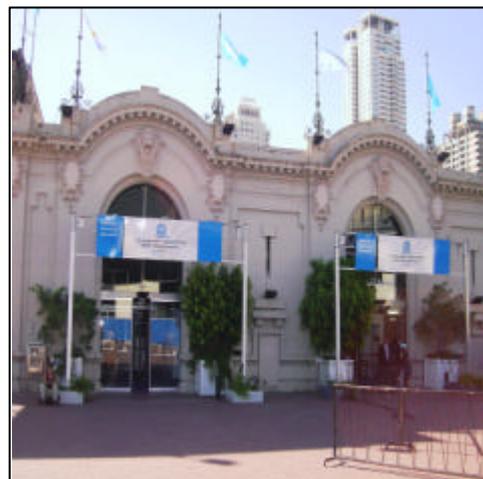
COP10 開幕

南北の全長が 3800km もあり、国土が日本の約 7.5 倍に当たる南米アルゼンチンの首都ブエノスアイレスにて、国連気候変動枠組条約第 10 回締約国会議 (COP10) および第 21 回補助機関会合 (SB21) が開幕した。会場の「La Rural」に世界各国の交渉団や NGO などが続々と集まった。12 月 8 日 UNFCCC 発表の参加者リストには 180 ケ国の 5570 人の登録がされている。ロシア連邦の京都議定書批准により、同議定書は来年 2 月 16 日に正式に発効することになり、COP10 および SB21 は同議定書が法的拘束力を有する前の最後の締約国の集まりとなる。

会合初日の 12 月 6 日 (月) 午前 10 時に開催された COP の全体会合において、COP9 副議長の Mamadou Honadia (ブルキナファソ) は、COP9 議長の Miklós Persányi (ハンガリー) に代わり、アルゼンチン健康と環境大臣 Ginés González García を紹介し、同大臣は COP10 の議長に選出された。Ginés González García 氏は、COP10 が京都議定書発効前の最後のセッションであるが、行動をとるための新しい時代への最初のセッションでもある。先進的な研究と知識は蓄積されるべきであり、社会の全ての献身が必要であると述べた。UNFCCC 事務局長の Joke Waller-Hunter 氏は、2012 年以降へのチャレンジの重要性を強調し、全ての国が UNFCCC の目的達成に公平に貢献することを確保するため、公平で効果的な戦略を考えるよう、締約国に示唆した。



(COP10 会場正門)



(COP10 会場入口)

COP における CDM 理事会の報告及び議論 (COP Agenda item 7)

12月8日のCOP全体会合では、CDM理事会(CDMEB)の2004年の活動報告が行われた。Kilani CDMEB議長から、FCCC/CP/2004/2及びAdd.1をベースに、京都議定書の発効が決定した10月18日と同日に最初のCDMプロジェクトが登録されたこと、4件のDOEの信任を希望すること、新方法論の承認状況と作業量の増加に伴う人的及び資金的資源の不足等が報告された。報告に対し、多くの国々はCDMEBの作業に対して感謝の念を表明したが、同時に重要な決定がブラックボックスの中で行われていること、新方法論の承認に時間がかかり過ぎていること、追加性の証明等手続きが複雑過ぎてCDM事業を担う産業界にとって魅力がなくなっていることを指摘した。特に、日本は会合の透明性を強調し、パネルの会合も公開すること、企業の機密情報を扱う時以外は会合を非公開にしないこと、口頭報告等は文書化することを要請し、EUや韓国から賛同を得た。しかし、アルゼンチンは、CDM理事会にも内輪だけで議論する「プライバシー」が必要だと主張し、すべての議論を公開することに反対した。追加性の証明等については煩雑すぎるためCDMEBが作成したツール以外でも利用して良いことを改めて強調し、G77+ChinaやIETA等から賛同を得た。方法論については、途上国の持続的な発展に大きく貢献するエネルギー効率化、運輸部門、district heatingのプロジェクトに利用できるものの作成を進めることを提案し、アルゼンチン、コスタリカ、モロッコ等から賛同された。又、日本はそのためにCDMEB内にワーキンググループを設置することを提案した。MethパネルやCDMEBの作業量の増加に対しては、日本と共にスイス、EU、ロシア、チリ等多くの国も懸念を示し、日本は外部の専門家の手も借りること、EU、IETA(ビジネス団体代表)やCAN(環境NGO代表)は予算の割り当てを増加させることを提案した。その他、エクアドールはCDMEBが「政治的」になってきていることに対して警笛を鳴らし、スイスは他の多国間環境条約との関係を考慮することを求めた。USは、CDMEBが議論している同じ部屋に傍聴者も入れるようにすることを強行に主張した。これは、何年も前からUSが主張している問題であり、特に京都議定書が発効することが決定した今、京都議定書非締約国であるUSは今後CDM事業でどのようなことが決定されても口を挟むことはもとより、タイムリーに詳しい情報を得ることさえ出来なくなることを懸念している。ビジネスとしての機会を失っているUSの産業界としてはCDMEBの動向を知ることは非常に重要なことであり、そのためにもUSはCDMEBが会議を行っている隣の部屋でモニターを見ながら傍聴するような現行のシステムではなく、同室で傍聴し細かい動きをチェックしたい考えのようである。又、その場に座っていることでCDMEBに暗黙のプレッシャーを与えたいのではないかとも思われる。全体会合での意見交換の結果、COPからCDMEBへのガイダンスが必要だということが認識され、Garcia COP議長は、Estrada氏(アルゼンチン)を議長にコンタクトグループを設置することを決定した。

コンタクトグループは、9日~11日まで3日間開催された。その中で、各国は全体会合での意見を元に決定書草案を作成した。日本は上記の意見も共に、新しいパラグラフの提

案を行ったが、どの提案文章も内容としては多くの国々に賛同を得ているものの語調がきつすぎたり（必要な時以外は、会合を公開にしなければ「ならない」というように CDMEB の権限に柔軟性を持たせないニュアンス）、マラケシュ合意の内容や既に決定されていることの繰り返しになってしまったりしたため、CDMEB メンバーや各国に警戒され採用されなかった。しかし、その内容の重要性は理解され、語調をやや弱めた形で決定文書の中に盛り込まれた。MEA との関係については、実際にどの MEA を考慮するのかを明確にすべきというチリの意見により、特にモントリオール議定書をさしずめ考慮することで合意された。方法論については、現在方法論が承認されていないセクターについて作業を進めることが多くの国々から希望されたが、CDMEB メンバーはボトムアップ形式で進めると決定されていることを指摘し、結局は新しい分野の方法論を優先的に検討していくこと、統合された方法論については今後も見直しを続けていくことが合意された。

US の求めているオブザーバーの CDMEB と同室での傍聴については、傍聴者のプレッシャーから中立的な立場からの議論が出来なくなると懸念する CDMEB メンバーとむしろプレッシャーを与えたい US の間で延々と議論が続けられた。

COP10 に対する結論案は、11 日のコンタクトグループで US の問題を除き決定したが、US は COP 全体会合で同問題について改めて議論を再開する姿勢であり混乱が予想される。

気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について（SBSTA Agenda Item 3）

緩和措置の科学的、技術的、社会経済的な側面について（SBSTA Agenda Item 4）

上記 2 つの議題は、持続可能な発展、気候変動を緩和する機会と解決法、及び気候変動に対する脆弱性とリスクという 3 つのテーマに沿って各国の経験や情報を共有することに焦点をおいて活動し、その進捗を COP11 に報告するのが目的である。この COP9 で決定されたマנדートに基づき、SBSTA20 及び今回の SBSTA21 では、会期中にそれぞれの議題の下でワークショップを行い、各国の経験談を紹介や意見交換を行った。SBSTA21 で開催された 2 つのワークショップは、適応措置の方が「地域モデルを含む影響・脆弱性・適応措置の評価方法やツールの使い方、及び適応措置と持続可能な発展の関係」、緩和措置の方が「持続可能な発展と、技術革新・採用・普及に貢献する緩和措置の実践的な機会と解決案」という内容で行われた。（概要については別項参照。）

SBSTA における適応措置に関する議論（Item 3）

SBSTA 全体会合では、12 月 8 日に開催された適応措置のワークショップを受けて、ワークショップに対する評価、学んだ点、今後の活動等について意見交換が行われた。

ワークショップに対する評価はどの国も非常に良く、学んだ点については適応措置の実施の緊急性、先進国・途上国両方に共通した問題であることが先進国・途上国両方の国々から挙げられた。個別には、日本と EU は緩和措置と適応措置両方を地球規模で実施して

いかねばならない（適応措置と緩和措置の補完性）と述べた。ニカラグアは地元のコミュニティや専門家に参加させるプロセスが必要であると述べ、中国は今後途上国に対してファンドの供与と技術移転を活発に行う必要性を強調した。NZ は途上国において持続的な開発を進めるひとつの要素として適応措置があることを指摘した。今後の作業（COP11 までの作業）については、EU は今まで 2 回行ったワークショップの内容を見直し、気候変動のレベルやスピードにとってどのような影響があるのかを理解すると共に適応措置のオプションを提示することを要請した。又それに関する各国意見の提出も提案した。チュニジアは他の条約と協同で研究プロジェクト等を行うことを指示した。

意見交換を続けるために立ち上げられたコンタクトグループ（共同議長：Philip Gwage 氏（ウガンダ）及び David Warrilow 氏（UK））の会合は同日開かれ、SB22 において何をするか、COP11 に向けて何を行うかといった内容について議論を行った。EU、オーストラリア、US、カナダをはじめ多くの国々は、COP、SBSTA 及び SBI の補完的役割を指摘し、作業を重複させずに効率的に進めていくことの重要性を述べた。ガーナは適応措置と技術に関するセミナーを開催することを提案し US に賛同された。サウジは、COP11 までに適応措置について各国がアクションを起こすことを主張した。基本的には SB22 に今回と同様にワークショップを開催することでコンセンサスがあったようだが、内容については、オーストラリアや中国は技術や政策ツールの情報共有、スーダンが技術移転やパイロットプロジェクトの紹介、US は適応戦略、ロシアは永久凍土等脆弱な生態系への影響等の発表を希望した。細かい結論案の内容については今後インフォーマルコンサルテーションで議論され、月曜日（12 月 13 日）に最終的な案が出てくる予定である。

SBSTA における緩和措置に関する議論（Item4）

SBSTA 全体会合では、12 月 9 日に開催された緩和措置に関するワークショップを受けて、適応措置アジェンダと同じく、ワークショップに対する評価、学んだ点、次回（SB22）において同様のワークショップを開催するか否か、開催する場合の焦点は何か等について意見交換が行われた。

ワークショップは発言したすべての国々に高く評価された。学んだ点については、日本、EU、AOSIS、G77+China、US 等多くの国が、既存の技術でかなりの排出削減を達成出来ること、途上国にも先進国にも低コストでノーリグレットな政策オプションが存在すること、エネルギー効率化及び再生可能エネルギーの分野における可能性を挙げた。又、緩和対策には技術の開発、移転、及び普及が非常に重要であること、とはいえ 1 つの技術だけでは解決できず様々な技術のポートフォリオが有効であること、国際協力の下での取り組みの重要性等も共通の認識として挙げられた。個別には、G77+China はいつものように緩和対策が開発にマイナスの影響を与えないようにすることを再確認した上で、特に技術の開発と普及を促進するために国際的なメカニズム作りを始める事を EGTT（技術移転の専門家グループ）で検討してもらうことを提案した。日本は特に win-win な状況を可能にす

るエネルギー効率化が緩和措置の鍵であること、炭素貯蓄技術が地球全体にとってメリットがあること等を述べた。EU は、緩和措置を進めるためには法律やマーケットによるインセンティブ（カーボンに価値を与える等）が欠かせない点を強調した。各国意見の中で特に、途上国のウガンダが GHG の安定化のためには緩和措置が鍵であると述べた点、及びツバルが「緩和は将来の適応費用を抑える効果もあるため、実際は『適応措置』であると言える」と述べ、適応の緊急性ばかりに注目するのではなく緩和の緊急性にも注意を促した点が非常に印象深かった。

次回も同様のワークショップを開催するか否かについては、すべての国が情報や意見の交換は非常に重要だと述べて開催することに賛成した。内容については、G77+China から、今回欠けていた社会経済的な側面からの発表に焦点を当てることが提案された。オーストラリアもその点には賛成したが、引き続き科学的及び技術的側面からの発表も排除すべきではないとした。その他、AOSIS は再生可能エネルギー技術、チリは運輸部門、カナダはセクター別のケーススタディ、US は政策ツールをそれぞれ発表して欲しい内容として挙げた。

以上の議論から、今後の取り組みについて議論するためにコンタクトグループ（共同議長：Kok Seng Yap 氏（マレーシア）、坂本敏幸氏（経済産業省地球環境対策室長））が立ち上げられた。さっそく同日に開催されたコンタクトグループでは、引き続き次回のワークショップの内容について意見交換が行われた。緩和措置のコンタクトグループというと、今までは「緩和」＝「将来における途上国の削減活動への参加」という図式が見え隠れし途上国と先進国の対立が激しいというイメージがあったが、今回は途上国も先進国も同じ問題意識で緩和措置に取り組もうという姿勢が見られ、非常に協力的に議論が進められた。もちろん、サウジをはじめとする途上国は将来枠組みの中で削減目標を被ることに対し絶対反対の姿勢を崩しているわけではないが、今回は特に技術の開発、移転、普及という、途上国が望んでいる視点から重点的に議論されていることから、前向きな交渉体勢なのではないかと思われる。ワークショップの内容としては、全体会合での意見にプラスして、EU からはコジェネレーション、ライフサイクル、モビリティーマネジメント等の実践的な経験談や、より包括的な政策の効果、様々な排出経路について取り扱って欲しいという意見が述べられた。又、G77+China、日本、EU、US 等多くの国々からは緩和措置の費用対効果や副次便益、緩和措置と貧困削減の関係等についての経験談を希望する声が上がった。その他、サウジやカナダからは各国の現況についての発表、NZ や US からは実務者の参加を求める意見が出された。

コンタクトグループでは、ワークショップの内容以外にも今後 COP11 までどのように作業を進めていくかについて議論された。当アジェンダについては、COP11 にその成果を報告することがもともと COP9 で決定している。COP11 を来年に控え、何を報告するのか、その後の活動についてはどうするのかは非常に大きな問題である。カナダやオーストラリアは今回その議論をするのは時期尚早であるとの認識を示したが、EU は今まで行われた 2

回のワークショップについて、適応措置のワークショップと一緒に見直しすることを提案した。サウジは EU の意見に対し、そもそも適応措置と緩和措置を別のアジェンダアイテムにした理由はお互いの作業がもう一つの作業の足を引っ張ることのないようにという配慮からであると述べ、両方のアジェンダアイテムについて別々に見直しすることを提案した。細かい結論案の内容については今後インフォーマルコンサルテーションで議論され、月曜日（12月13日）に最終的な案が出てくる予定である。

小規模吸収源 CDM のルール策定（SBSTA Agenda Item 5(b））

小規模な新規植林及び再植林 CDM プロジェクト（吸収源 SSC）のルールは、京都メカニズムにおける一連のルール作りにおける最後のものである。そもそも吸収源 CDM とは、途上国における森林でない土地、又はかつては森林だったが 1989 年末以来森林でなくなった土地に植林を行うことによって、樹木による GHG 吸収量の合計を増加させるプロジェクトを指す。そのルールが COP9 で採択された際、途上国は、ホスト国の低所得コミュニティも参加しやすいよう、総吸収量が年間 8,000tCO₂ を下回るプロジェクトは吸収源 SSC として、排出源 SSC 同様、簡易化された手続きを作成することを要請した。これは、CDM の環境保全とプロジェクト実施地域における貧困問題の改善を両立することが出来るという理由で各国に受け入れられ、COP10 での採択に向け SB20 からルール作りが開始された。

COP10 では、SB20 でカバーし切れなかった問題の詰めが行われた。SBSTA 初日の意見交換では、セネガル、日本、及びカナダから、出来るだけ取引費用がかからず低所得層のためになるルールにすることが再確認された。EU は、簡易化されたルールがクレジットの不当な発行につながるようにすることを確認した。ウルグアイは、排出源 CDM の方で他の MEA の目的との兼ね合いが問題になってきていることを反映してか、他の MEA の目的に対抗するようなルールにしないように要請した。

さっそく 7 日からコンタクトグループが Thelma Krug 氏（ブラジル）及び Jim Penman 氏（UK）の下で開始され、まずは COP Decision(FCCC/SBSTA/2004/INF.12)の文面について議論を行った。吸収源 SSC の定義（どのような場合に 8,000tCO₂ かそれ以下のクレジットが発行されるか）については、「クレジット期間の年間純吸収量が 8,000tCO₂ を下回る」とするか、「クレジット期間全体における年間純吸収量の平均が 8,000tCO₂ を下回る」とするかで意見が分かれ、AOSIS は前者を支持し、日本やオーストラリア、スイスは後者を支持した。吸収源 SSC については適応ファンドへの share of proceeds の支払いを免除するか少なくするという点については、AOSIS が反対しチリや日本と対立した。吸収源 SSC の実施を援助するキャパシティビルディング活動については合意された。

その後、8～10 日は非公開コンサルテーションと Friends of the Chair 会合が行われ、対立箇所であった吸収源 SSC の定義、share of proceeds、バンドリングの問題等について最終の詰めを行った。11 日のコンタクトグループでは、既に最終ドラフトが出来上がっておりパラグラフ毎に見直しを行ったが、既に各国とも合意の体勢が整っており殆ど意見もな

くあっけないほど簡単に合意された。一点、中国から Appendix B パラ 4 にある CDMEB が開発する方法論のタイプについて“Wetland to forested land”は純排出になる可能性があるとして懸念が表明されたが、当ドラフトは既に SBSTA20 で合意されていることから特に修正することはなかった。又、同中国政府代表は、最近の CDM 理事会の活動を見て「CDM 理事会にこのような方法論を作成する能力があるのか疑問」と述べたが、その意見についても却下された。最終的な決定文書及びルールの概要は以下のとおりである：

決定文書の概要

- ・ 吸収源 SSC はプロジェクト参加者である低所得コミュニティ及び人々に直接便益を与えるべきものであることが、前文に明記された。
- ・ 各検証（verification）期間の平均純吸収量予測が 8,000tCO₂ を超過しない場合、吸収源 SSC のクレジットが発行される。実際に 8,000tCO₂ を超過して吸収した場合でも、超過分についてはクレジットが発行されない。
- ・ 途上国の中でも特に気候変動に脆弱な国に対する適応コストを支援するための share of proceeds からは免除される。又、登録申請料や CDM の事務的費用のための share of proceeds は割安にする。
- ・ CDM 理事会には、COP11 までに 既存の炭素ストックの評価や簡易化されたベースライン方法論のためにデフォルト係数、簡易化されたベースライン方法論そのもの、リーケージの算定ガイドラインを作成してもらう。
- ・ 事務局には、情報交換及び情報へのアクセス改善を促進してもらう。
- ・ 締約国には、プロジェクトのコーディネイト（SSC をバンドリングすることによってヴァリデーション等のコストを軽減させることが出来る。）に興味のあるプロジェクト参加者を援助してもらう。
- ・ Annex I 締約国には、ホスト国のキャパシティビルディングの援助を行ってもらう。
- ・ 適切な国際機関や NGO には、キャパビルを支援するプログラムの開発及び実施、吸収源 SSC の植林オプション・炭素固定ポテンシャル・衛生写真・炭素評価モデル・マーケット情報等を提供するウェブ上ツールの開発、地域ワークショップの開催等をお願いする。

ルールの概要

- ・ **バンドリング**：8,000tCO₂ を超過しない限りバンドリングは PDD、有効化、登録、モニタリング、検証、認証の際に可能。なお、8,000tCO₂ を超過するプロジェクトのデバンドリングは不可。デバンドリングか否かについては Appendix C によって判断する。
- ・ **リーケージ**：プロジェクト活動によってそのプロジェクトバウンダリーにおける活動や人の移動、又はプロジェクトバウンダリー外でのプロジェクトに起因する新たな活動を引き起こさないことを証明できる場合、リーケージは算出しなくて良い。その他のケースではリーケージを算定しなければならず、算定ガイドラインは CDM 理事会

が COP11 までに作成する。

- ・ **追加性**：プロジェクトに登録されなかった場合のプロジェクト地域の炭素ストック変化の和よりもプロジェクトの実施による実際の吸収量が多ければ追加性があると判断。
- ・ **環境及び社会経済に対する影響**：PDD の中で環境及び社会経済に対する影響の分析を行い、大きな負の影響がある場合はホスト国が提示したアセスメントを行い、その旨と共にモニタリング計画及び対処方法も文書で提出。
- ・ **ベースライン方法論**：プロジェクトを実施しなければその土地において吸収量が変化しない場合は、プロジェクト前に測定された炭素固定量をベースラインとしクレジット期間中一定とみなすこと、また吸収量が増加する場合は CMDEB の簡易化されたモニタリング方法論を利用して計算すること（Appendix B 参照）。なお、Appendix B のタイプに当てはまらない場合は CDM 理事会に新方法論を提出しても良い。
- ・ **モニタリング**：ベースラインに対するモニタリングは要求しない（Appendix B 参照）。COP11 までに統計的な方法を使って純吸収量を算定・計測するモニタリング方法論を CDM 理事会が作成。
- ・ **DOE による審査**：有効化、検証、認証を同じ DOE に依頼して良い。

オブザーバーに公開されていない会合では大変な議論があったのだろうが、かなり短時間で途上国も先進国も納得が行くルールが決定されたのは非常に喜ばしいことである。吸収源 CDM はそのクレジットの非永続性等からビジネスとしてのインセンティブが見えないといった意見もあり、その小規模版となると更にビジネスというよりも CSR に近くなると思われる。しかし、それにより途上国の地域住民の発展が可能になるということは、社会全体にとって非常に意味のあることである。今後このルールが大いに活用されることを期待する。

気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置に関するワークショップの概要

12月8日に開催された気候変動の影響や、気候変動に対する脆弱性及び適応措置に関するワークショップは、地域モデルを含む影響・脆弱性・適応措置の評価方法やツールの使い方、及び適応措置と持続可能な発展の関係に焦点を当てて、各国の取り組みを紹介するのが目的である。同様のワークショップは SBSTA20 でも開催されており、今回で2回目である。当ワークショップでは、ドイツ、US、インド、NZ、ニカラグア、ミクロネシアから研究成果や各国での経験について講演し、その後傍聴者も含めて意見交換が行われた。

ワークショップ全体を通じた共通の認識としては、適応措置は先進国・途上国共通の問題であること、気候変動による影響は既に出ており、適応措置は緊急に導入する必要があること、国の持続可能な開発プログラムの中に適応対策を組み込んでいくことが重要であること、気候とは関係ないファクターが実施できる適応措置に影響を与えている

こと、地域モデルは有益であるが、特に途上国における不確実性は高く、キャパシティビルディングが欠かせないこと、現地住民やコミュニティへのガイダンスが必要であると共に、現地住民からの情報も欠かせないこと等が挙げられた。各国個別には、EU はヨーロッパにおける気温上昇はまだ小さいが、それでも Arctic には大きな影響が出ていることを指摘し、適応対策はもちろんだが、今後数十年のうちにはかなり大規模な緩和対策を行わなければならないと述べた。日本も適応対策と緩和対策の関係について触れ、バランス良く行っていくことの重要性を述べた。多くの国は、このような情報共有は非常に有益であるとして第 3 弾の開催を希望した。

気候変動の緩和措置に関するワークショップの概要

12 月 9 日に開催された緩和措置に関するワークショップは、各国の気候変動の緩和に関する取り組みの紹介や意見交換を目的に行われたもので、SBSTA20 での第 1 回ワークショップに続く第 2 弾である。今回のテーマは「持続可能な発展と技術革新・採用・普及に貢献する緩和対策の実践的な機会と手段」であり、特に技術を中心に US、オーストラリア、ケニア、ブラジル、アルゼンチンの取り組みが紹介された。又、地域によってはその価格と埋蔵量から今後使用量が増加し続けるとされる石炭について、World Coal Institute から、どのように石炭を使用すれば持続的な発展に貢献するかについて発表された。その後、発表の内容を元に各国間でディスカッションが行われた。

ワークショップ全体を通じた共通の認識としては、既存の技術でかなりの削減を実現することが出来るということ、途上国・先進国両方に安価で効果的な削減機会が存在すること、炭素隔離といった新しい技術の削減潜在性はかなり大きくそれらの開発は非常に重要であること、緩和対策を行うにあたってのバリアを克服するためには、国際社会・国・地元のそれぞれのレベルで出来る役割があること（国際協力として技術革新・移転・普及の促進、国として国際レベルの活動を国内で促進させるための政策の導入やマーケットの構築（インセンティブの提供）、地元として幅広い人々の認識や知識レベルを向上させるためのワークショップ開催等）、緩和対策には環境面だけでなく社会経済面にも貢献する co-benefits が多く存在することが挙げられた。NZ、ブラジル、日本、ドイツをはじめ多くの国々が今回のワークショップは非常に有効だったと述べ、第 3 弾も是非行い今後も各国間で経験談の共有及び意見交換の場を設けて欲しいという意見が大勢であった。

サイドイベントの全体概要

COP では政府代表団の交渉と併行して会場内の小部屋や近くのホテルでサイドイベントが行われる。会期中、約百数十余りのイベントが開催される。約 100 の公式イベントと、35 の IETA と WBCSD の共催イベントがその中心である。

今年のテーマとして目立ったのは、

CDM / JI に関するもの（公式イベント 13 件、IETA イベント 12 件）

実際のプロジェクトで得た知見について紹介するイベントを中心に契約や法的側面、追加性、統合された方法論など様々な観点からのイベントがあった。

2013 年以降の枠組・長期視点での政策に関するもの

(公式イベント 14 件、IETA イベント 2 件)

2005 年からの本格的な検討を目前にして 2013 年以降の第 2 約束期間以降の枠組について議論するものが予想通り多く行われた。

気候変動の影響や適応(adaptation)に関するもの(公式イベント 15 件)

COP における途上国側からの適応に関する要求の高まり及び異常気象が多発している昨今の状況を受けて、気候変動の影響やそれに対する先進国と発展途上国の協力による適応などに関するテーマが例年より多く見受けられた。

各国独自の取り組みに関するもの(公式イベント 14 件、IETA イベント 2 件)

上記 ・ と重なるところもあるが、特定の先進国・発展途上国および特定地域の温室効果ガス削減の取り組みが多く開催された。

排出量取引に関するもの(公式イベント 2 件、IETA イベント 6 件)

来年 1 月より始まる EU 排出量取引に関するイベントは予想外に少なかった。EU 排出量取引市場と日本・カナダ・ロシアやアメリカの州レベルの排出量取引市場とのリンクについての可能性について取り上げたイベントもあった。

そのほかに数は少なかったが、石油業界等産業界からの自主的取り組みに関する発表もあった。

以 上